

参 考 资 料

「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」について

1. 設置の趣旨

■ 社会福祉法人は、社会福祉の発展に大きな役割を果たしてきたが、平成12年の社会福祉基礎構造改革から10年以上が経過し、措置制度から契約制度への転換、福祉サービスにおける民間企業等の参入、福祉ニーズの多様化・複雑化、既存の社会保険や福祉政策にとどまらない切れ目のない生活支援サービスへの期待など、法人を取り巻く環境は大きく変化しており、社会福祉法人としての役割、経営の在り方等について見直しが必要になっている。

■ また、「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)、「規制改革実施計画」(同日閣議決定)及び「社会保障制度改革国民会議報告書」(同年8月6日公表)においては、社会福祉法人の大規模化、複数法人による連携、経営の高度化、法人経営の透明性の確保や非課税扱いにふさわしい地域貢献等について具体的な対応を求められている。

■ このように法人を取り巻く環境や福祉ニーズが変化していることを踏まえ、「日本再興戦略」等への具体的な対応をはじめ、社会福祉法人の在り方について幅広い検討を行い、その方向性について論点整理を行うものである。

2. 主な検討項目

○ 福祉ニーズが多様化・複雑化している中における社会福祉法人の在り方の論点整理について
(例)法人経営の透明性の確保(社会福祉法人の財務諸表の効果的な公表方法)など

3. 構成員

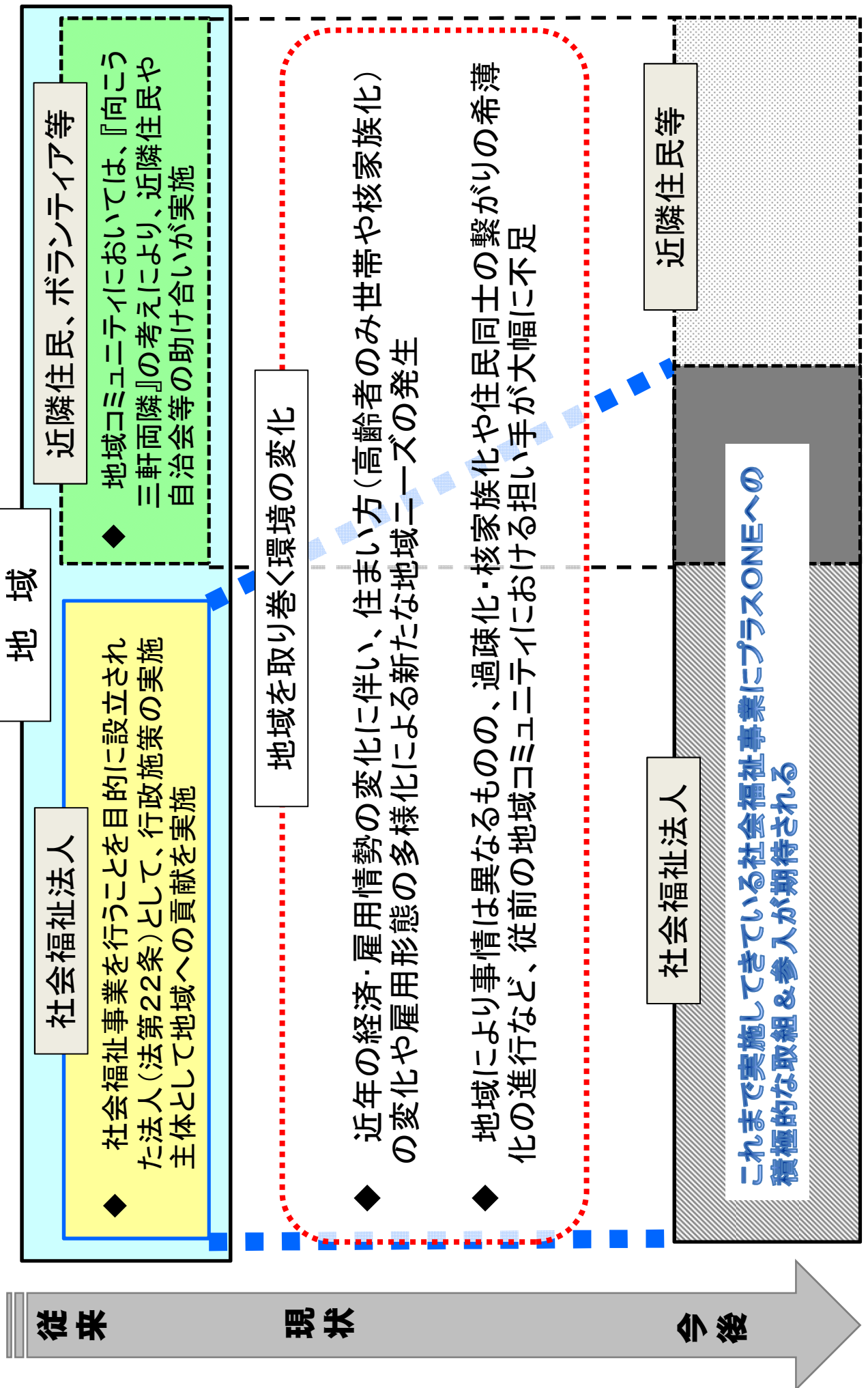
・浦野正男 <(福)中心会理事長>
・雄谷良成 <(福)佛子園理事長>
・高橋利一 <(福)至誠学舎立川理事長>
・田島誠一 <日本社会事業大学専門職大学院特任教授>
・田中滋 <座長:慶應義塾大学大学院教授>
・千葉正展 <(独)福祉医療機構経営支援室経営企画課長>
・対馬徳昭 <つしま医療福祉グループ代表>
・西元幸雄 <(福)青山里会常務理事>
・藤井賢一郎 <上智大学総合人間科学部准教授>
・松原由美 <(株)明治安田生活福祉研究所福祉社会研究部主席研究員>
・松山幸弘 <(一財)キヤノングローバル戦略研究所研究主幹>
・宮田裕司 <(福)堺曉福祉会理事>
・森貞述 <元高浜市長>

4. これまでの開催実績

○ 第1回(9月27日)
「今後の社会福祉法人の在り方について」(フリーディスカッション)
○ 第2回(10月28日)
「社会福祉法人が地域から期待される「更なる取組」について」
○ 第3回(11月18日)
「社会福祉法人のガバナンスについて(法人の組織の在り方、透明性の確保について)」
○ 第4回(12月16日)
「社会福祉法人の大規模化・協働化等について」
○ 第5回(1月20日)
「社会福祉法人の適正な運営の確保について」
○ 第6回(2月20日)
「イコールドアテイングについて」、「福祉人材の確保について」

※平成26年5月頃を目途にとりまとめ(予定)

地域を取り巻く環境の変化



社会福祉法人制度に対する主な指摘

日本再興戦略（成長戦略）閣議決定（平成25年6月14日）

○医療・介護サービスの高度化

・質の高い介護サービス等を安定的に供給するため、社会福祉法人の財務諸表の公表推進により透明性を高めるとともに、法人規模拡大の推進等の経営を高度化するための仕組みの構築や、地域医療介護連携のための医療情報連携ネットワークの普及・展開、介護・医療関連情報の「見える化」を実施する。

規制改革実施計画 閣議決定（平成25年6月14日）

○社会福祉法人の経営情報の公開

- ・全ての社会福祉法人について、平成25年度分以降の財務諸表の公表を行う。公表がより効果的に行われるための具体的な方策について検討し、結論を得る。【平成25年中に結論を得て、平成26年度当初から措置】
- ・平成24年度の財務諸表について公表を行うよう、社会福祉法人に周知指導し、それによる社会福祉法人の取組の状況について調査し、規制改革会議に報告する。【平成25年9月までに措置】
- ・所轄庁に対しても、所管する社会福祉法人の平成24年度の財務諸表について、所轄庁等のホームページ等で公表を行うよう協力を要請し、それによる所轄庁の取組の状況について調査し、規制改革会議に報告する。【平成25年9月までに措置】

○保育の質の評価の拡充

- ・保育所に対する第三者評価について、平成25年度中に評価機関と評価者の質の向上を図るための対応を行う。【平成25年度措置】
- ・子ども子育て支援新制度への移行に合わせて、保育所に対する第三者評価における受審率目標を策定する。【子ども子育て支援新制度の施行までに検討・結論】
- ・保育所に対する第三者評価における受審のコスト負担の在り方について、子ども子育て支援新制度施行までに検討し、結論を得る。【子ども子育て支援新制度の施行までに検討・結論】

社会保障制度改革国民会議報告書【抜粋】（平成25年8月6日）

○医療法人制度・社会福祉法人制度の見直し

- ・医療法人制度・社会福祉法人制度について、非営利性や公共性の堅持を前提としつつ、機能の分化・連携の推進に資するよう、例えばホールディングカンパニーの枠組みのような法人間の合併や権利の移転等を速やかに行うことができる道を開くための制度改正を検討することが必要。
- ・特に、社会福祉法人については、経営の合理化、近代化が必要であり、大規模化や複数法人の連携を推進していく必要がある。また、非課税扱いとされているにふさわしい、国家や地域への貢献が求められており、低所得者の住まいや生活支援などに積極的に取り組んでいくことが求められている。

検討会における議論の経過①

第1回(フリーディスカッション)

- 今の社会福祉法人は、制度で決まっている社会福祉事業しかやっていないと思われており、それ以外の取り組みを国民に伝えていくことが必要ではないか。
- 法人が新たな提案をしても、全県域で同じ事ができなければ認めない所轄庁も存在するが、それでは地域のニーズに対応できないのではないか。
- ワンマン経営とならないよう、法人のガバナンス強化の仕組みを構築すべきではないか。
- 財務諸表について、所轄庁のチェックが機能していない。正確な財務諸表を作り、公開していくことは当然ではないか。
- 内部留保は多寡の問題ではなく、目的や計画を説明することが必要ではないか。
- 地方公共団体の中には地域のニーズに目を向けず、かつての慣例に従った画一的な指導をしているところも残っているのではないか。

第2回(社会福祉法人が期待される「更なる取組」について)

主な論点

- 社会福祉法人の使命・役割に照らし、「更なる取組」とは、どのようなものであるべきか。
- どのようにすれば「更なる取組」が幅広く実施されるようになるか。

主な意見

- 社会福祉法人自らがNPOや民生委員等の地域資源と連携し地域の問題を解決するべきではないか。
- 社会福祉法人の利益は、積極的に地域に還元すべき。還元しないのであれば課税という手段もあるのではないか。
- 地方公共団体の中には、社会福祉事業のみ実施すれば良いという考えをもっているところもあり、法人のやる気をそぐ場合があるのではないか。
- 法律で強制されないことは実施しない法人も存在するのではないか。
- 地域への貢献等を客観的に評価する仕組みが必要ではないか。

第3回(社会福祉法人の組織の在り方)

主な論点

- 社会福祉法人のガバナンスをどう考えるか。
- 地域に積極的に貢献するために、どのようなガバナンスの改善が求められるか。

主な意見

- 公益法人改革のように、役員等の法人運営に対する責任を果たすため、損害賠償責任などを明確にすべきではないか。
- 監事が不適切な財務諸表を見抜けないことは問題ではないか。
- 一定の規模以上の法人は専門家による外部監査の導入が必要ではないか。
- 諮問機関としての評議員会の役割は重要であり、保育所や介護事業なども必置とすべきではないか。

検討会における議論の経過②

第3回(社会福祉法人運営の透明性の確保について)

主な論点

○社会福祉法人が果たすべき説明責任の範囲についての考えを考へるか。

主な意見

- ・厚生労働省が提示した財務諸表の公表に関する対応方針については、最初の第一歩として進めていくべき。
- ・ただ単に財務諸表を公表するのではなく、経営分析ができる程度の財務諸表の公表が必要ではないか。
- ・社会福祉法人自らが公表するとともに、所轄庁についても公表に関するすべきであり、都道府県単位で公表する方法も考えられるのではないか。
- ・財務諸表の公表に当たっては、財務諸表の正確性の担保が必要ではないか。
- ・財務諸表を公表するのみではなく、地域への貢献などの法人が実施している取組も伝えていくことが必要ではないか。

第4回(社会福祉法人の大規模化・協働化等について)

主な論点

- 社会福祉法人の大規模化・協働化について、どのように考へるか。
- 社会福祉法人の本部機能を強化するためにはどのような方策があるか。
- 社会福祉法人の合併・事業譲渡が進むようにするにはどのような方策があるか。
- 社会福祉法人の協働化が幅広く行われるようにするためにどのような方策があるか。
- 資金調達の多様化についてどのように考へるか。

主な意見

- ・規模が拡大することにより、多数の人が法人運営に参加し、牽制機能が働くのではないか。
- ・法人が地域で協働して取り組みをしていく中で、徐々に規模拡大が進んでいくのではないか。
- ・大規模化や協働化などにより、地域貢献を行えるような組織・枠組みにしていくことは必要ではないか。
- ・理事長の経営スキルを醸成しないと本部機能の強化は困難ではないか。
- ・本来、使途制限のない介護報酬・自立支援給付費についても、措置費・保育所運営費と同様に使途制限をしている自治体も存在するようである。

※「主な意見」は、検討会における委員からの発言の一部をとりまとめたものであり、全ての発言を集約したものではない。

検討会における議論の経過③

第5回(社会福祉法人の適正な運営の確保について)

主な論点

- 適切な法人運営や育成を支援する視点での指導・助言の導入、指導範囲をどのように考えるか。
- 所轄庁が実施する法人監査と地方公共団体が実施する施設監査の関係についてどのように考えるか。
- 監査において、専門家を活用した方が望ましい分野など、行政機関によるもの以外の手法を加えるなどの重層化をどのように考えるか。
- 経営診断の結果、経営悪化の兆候が見られる法人への経営改善指導の手法として、どのようなものが考えられるか。
- 所轄庁の権限移譲にあたって、どのような役割分担・連携体制を確保する必要があるか。
- 国が各所轄庁における法人監督等の状況を把握できる仕組みを構築し、平準化を図る場合どのような点に留意する必要があるか。
- 第三者評価の受審促進のためには、どのような方策が考えられるか(受審するメリットなど)。
- 認証機関・評価機関に地域ごとに差異がある現状をどのように考えるか。
- サービス間共通の評価項目を一元化することをどのように考えるか。
- サービス間共通評価項目の再整理に伴う今後の第三者評価の位置付けについて、最低基準をクリアした上での自主的な努力を評価するものに変更することについて、どのような問題があるか。

主な意見

- ・社会福祉基礎構造改革時には、行政指導・第三者評価制度などの棲み分けをしようとしていたが、現在は曖昧になっている。
- ・現在、第三者評価の受審率が低い状況にあるが、受審率が高まれば、評価者の質が上がるなど仕組みも改善されていく。
- ・適切でない財務諸表を公表しても意味がないため、公認会計士や監査法人の外部監査を義務付けるべき。
- ・非営利法人である社会福祉法人の財務状況は、サービス利用者、国民、行政などから多角的な評価されるべき。
- ・定款に記載してある目的が、多くの法人で定款準則どおり同じものになっているが、柔軟に対応するべきではないか。
- ・権限移譲にあたっては、地方公共団体が連携して、情報交換・共有、研修等を実施する必要がある。
- ・権限移譲により、小規模な自治体も法人を所管するようになったが、監査にあたって、会計の専門家を活用する方法もある。
- ・地域の福祉ニーズに応じて事業を実施する場合の支出額を公開すべき。

※「主な意見」は、検討会における委員からの発言の一部をとりまとめたものであり、全ての発言を集約したものではない。

「介護・保育事業等における経営管理の強化と
イコールフットィング確立に関する論点整理」に対する考え方

平成26年2月4日
厚生労働省

1. 事業者のガバナンス

(1) 財務諸表の情報開示

- ・ 厚生労働省は、全国の社会福祉法人の財務諸表を集約し、一覧性及び検索性をもたせた電子開示システムを構築すべきではないか。
- ・ 厚生労働省は、社会福祉法人の財務諸表の公表において、標準的形式を提示し、各法人が原則としてHP上で開示を行うように指導すべきではないか。

(考え方)

- 1 現行の社会福祉法では、社会福祉法人の財務諸表については、福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、閲覧に供しなければならないこととしている。
- 2 また、通知上は、法人の業務及び財務等に関する情報については、法人の広報やインターネットを活用すること等により自主的に公表することが適当としている。
- 3 こうした中、「規制改革実施計画」や厚生労働省に設置する「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」（以下「検討会」という。）等での議論を踏まえ、平成25年度以降の財務諸表について、全ての社会福祉法人に対し、インターネット上での公表を義務化することを決定したところである。
- 4 社会福祉法人は、公益性が高く社会的責任も重い非営利法人であることから、法人自らが財務諸表を公表することが責務であり、まずは、社会福祉法人及び所轄庁に対して指導を徹底するとともに、御指摘の一覧性及び検索性をもたせた公表方法については、今後、検討することとしている。
- 5 なお、標準的な様式については、現在検討しているところであり、今年度中に関係通知を改正することとしている。

(2) 補助金等の情報開示

- ・厚生労働省は、全国の社会福祉法人が国や地方自治体から受けている補助金等の状況を一元的に把握し、国民に分かりやすく開示すべきではないか。
- ・そのために、厚生労働省は、社会福祉法人が受けている補助金や社会貢献活動に係る支出額等の状況が利用者や国民に分かるよう、標準的形式を提示し、各法人にその開示を義務づけるべきではないか。

(考え方)

(1) のとおり、現在、財務諸表の公表に当たって標準的な様式を検討し、今年度中に関係通知を改正することとしており、その中において、法人単位の補助金の収入状況等も明確となるよう検討することとしている。

(3) 内部留保の明確化

- ・社会福祉法人の巨額の内部留保が問題となっている。厚生労働省は、内部留保の位置付けを明確化し、福祉サービスへの再投資や社会貢献での活用を促すべきではないか。
- ・厚生労働省は、社会福祉法人に対して、明確な事業計画に基づく目的別の積立（退職給与引当金や修繕積立金等の別途積立金の活用）を行うことを指導すべきではないか。

(考え方)

- 1 内部留保が社会福祉事業等により生じた剰余金であるという性格を踏まえれば、当該剰余金については、まずは、社会福祉事業を実施するための建物修繕や人件費等に充当し、さらには、地域の福祉ニーズに対応するために活用するなど、あらかじめ事業計画を策定、用途を明確にした上で、法人自らが説明責任を果たすことが重要と考えている。
- 2 (1) のとおり、現在、財務諸表の公表に当たっての標準的な様式を検討し、今年度中に関係通知を改正することとしており、その中において、目的別の積立についても明確となるよう検討することとしている。

(4) 調達の公正性・妥当性の確保

厚生労働省は、社会福祉法人とその役員の親族や特別の利害関係を有する者との取引について、取引相手および取引内容を開示する等、調達の公正性や妥当性を担保する仕組みを検討すべきではないか。

(考え方)

- 1 平成27年度より全ての社会福祉法人が適用対象となる社会福祉法人新会計基準においては、社会福祉法人と関連当事者（当該法人の役員やこれらの者が議決権の過半数を有している法人等）との一定の取引については、財務諸表に注記しなければならないこととしている。
- 2 (1)のとおり、現在、財務諸表の公表に当たっての標準的な様式を検討し、今年度中に関係通知を改正することとしており、その中において、上記のような取引についても明確となるよう検討することとしている。

(5) 経営管理体制の強化

- ・厚生労働省は、社会福祉法人の内部管理を強化するため、理事会や評議員会、役員等の役割や権限、責任の範囲等を法令等で明確に定めるべきではないか。
- ・厚生労働省は、社会福祉法人のサービスに対する第三者評価受審率の数値目標を定めるべきではないか。さらに、一定の事業規模を超える社会福祉法人に対して外部機関による会計監査を義務づけるべきではないか。

(考え方)

- 1 現行の社会福祉法では、御指摘のように法人の内部組織について、一部規定がなされていないものも見受けられるため、検討会等での議論を踏まえつつ、法令での明確化等について検討することとしている。
- 2 また、第三者評価については、「規制改革実施計画」を踏まえ、受審することに対するインセンティブなど、受審率を向上させる方策を検討することとしている。
- 3 なお、保育所に対する第三者評価の受審率目標の策定については、「規制改革実施計画」において、早ければ平成27年4月から実施予定の「子ども・子育て支援新制度の施行までに検討、結論」とされたこと

を踏まえ、内閣府に設置された子ども・子育て会議において検討中である。

- 4 現在、通知において、一定規模以上の法人は特に積極的な外部監査の活用を求めているところであるが、検討会等での議論を踏まえつつ、外部監査の義務化などを含めた適正な会計処理を行うための方策について、検討することとしている。

(6) 所轄庁による指導・監督の強化

- ・厚生労働省は、地方自治体等の所轄庁の指導・監督を強化するため、監査のガイドラインや監査人材の育成プログラムを策定することとし、その工程表を策定すべきではないか。
- ・厚生労働省は、経営の悪化した社会福祉法人に対して、所轄庁が措置命令等の行政処分に先駆けて助言や勧告を行えるよう社会福祉法の見直しを行うべきではないか。

(考え方)

- 1 社会福祉法人の監査等については、平成25年度より都道府県から一般市に権限が移譲されており、今後も、地方厚生局から都道府県に権限が移譲されるなど、監査の実施環境が大きく変化している。
- 2 このため、今後の国と所轄庁との連携方策など検討会等での議論を踏まえつつ、所轄庁における人材を含めた監査体制に必要な支援の方策についても検討することとしている。
- 3 現在、所轄庁に対しては、法人監査に係る基準（法定受託事務の処理に当たり拠るべき基準）として、「社会福祉法人指導監査要綱」を示しているが、社会福祉法人が地域の福祉ニーズに積極的に対応できるよう、必要な見直しを検討することとしている。
- 4 また、経営の悪化している法人に対しては、まずは、社会福祉法人の経営状態を把握することができる経営判断指標の構築を検討している。
- 5 なお、現在も、社会福祉法上、所轄庁等は、
 - ①社会福祉法人の業務又は会計の状況に関し、報告又は検査
 - ②法令等に違反し、又は運営が著しく適正を欠くと認められる場合には、措置命令

- ③措置命令に従わない場合は、業務の停止又は役員の解職勧告
 - ④法令等に違反した場合にあって、他の方法により監督の目的を達することができないとき等は解散命令
- を命じることができることとなっているが、勧告手続の明確化などを検討することとしている。

2. 経営主体間のイコールフットィング

- ・ 介護・保育分野は、営利法人と非営利法人が共存し、同種のサービスを提供する特殊な市場である。多様な経営主体がサービスの質を競い、利用者の利便が高まるよう、経営主体間のイコールフットィングを確立すべきではないか。
- ・ 第一種社会福祉事業の経営主体は、原則、行政又は社会福祉法人と定められている。そのうち、特別養護老人ホームなどの施設は、個別法によっても経営主体が社会福祉法人等に限定されている。厚生労働省は、多様な経営主体が参入して利用者の利便を高めることができるよう参入規制を緩和すべきではないか。
- ・ 社会福祉法人に対しては、補助金や非課税措置などの財政上の優遇措置がとられている。株式会社やNPO法人が参入して同種の事業を展開するようになったという変化を踏まえ、経営主体間で異なる財政上の措置を見直すべきではないか。

(考え方)

- 1 自宅での生活が困難な要介護高齢者を対象とする入所施設としては、特別養護老人ホームのほか、営利法人を中心に設置されている有料老人ホームなどの類型がある。

これらについては、急速な高齢化の進展に伴い、近年その数が大幅に増加しており、営利法人等の経営する有料老人ホーム等に入居する利用者数は特別養護老人ホームを上回る状況となっている。

※ 高齢者向け住まい・施設の定員数

- ・ 特別養護老人ホーム 約 52 万人（平成 25 年 10 月現在）
- ・ 有料老人ホーム 約 35 万人（平成 25 年 7 月現在）
- ・ サービス付き高齢者向け住宅 約 13 万戸（平成 25 年 10 月現在）
- ・ 認知症高齢者グループホーム 約 18 万人（平成 25 年 10 月現在）

約 66 万人

2 介護保険制度においては、営利法人が行うこれらの事業も含め、同一サービス同一基準の考え方を基に報酬が設定されているため、入所施設についても、概ねイコールフットィングは確立されているものと考えている。また、保育所についても、営利法人等の参入が可能となっており、同様の考え方の下に運営費が支払われている。

3 なお、特別養護老人ホームについては、要介護度が重度で、低所得の高齢者が数多く入所しており、介護保険による補足給付や社会福祉法人等による利用者負担軽減等の低所得者の負担軽減措置を実施しているところである。これらのことなどから、公益性と経営の安定性を担保する必要があり、その設置主体は地方公共団体や社会福祉法人等に限定されている。

また、今後、更に重度の要介護者を支える施設としての機能に重点化を図っていくため、新規入所を要介護3以上に限定する制度改革を検討しているところである。

※ 特別養護老人ホーム入所者のうち、低所得者（住民税非課税世帯）が全体の80%を占めている。

※ 補足給付：市町村民税非課税世帯の方に対する食費・居住費の補助
（特別養護老人ホームについては、平成23年度で約1700億円）

4 社会福祉法人は、公益性を有する社会福祉事業を主たる事業とする非営利法人として、低所得者や生活困窮者の対応など、一定の規制の下で事業を実施することや、地域の福祉ニーズに対応することが求められるため、補助金や税制優遇等を受けている。

他方、営利法人はそうした規制なく、事業の効率性を追求し、利益を上げることが可能であり、社会福祉法人と営利法人等ではそれぞれ異なる役割を有している。

5 今後、多様なニーズに合った多様な施設等のサービス提供を促進していくとともに、社会福祉法人が、前述のような地域福祉のセーフティネットとしての役割を適切に果たしていけるよう、地域に不足しているサービス、低所得者や重度介護者への重点的な対応、地域福祉への貢献等を義務付けるなど、必要な制度の見直しを行うこととしている。

財務諸表の公開状況（第18回規制改革会議資料）

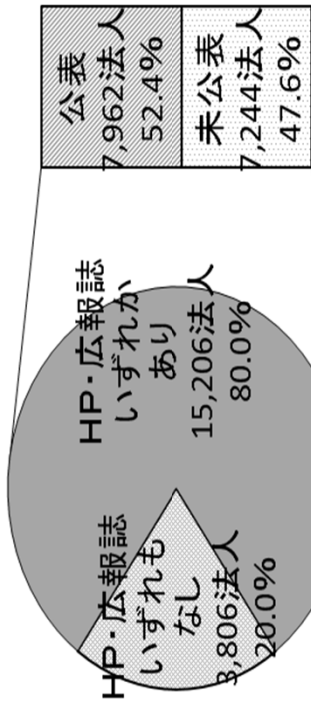
財務諸表の公開状況の調査結果について

平成25年9月30日(月)
厚生労働省 提出

- 平成25年5月の規制改革会議からの要請を受け、厚生労働省より社会福祉法人に対して、平成24年度の財務諸表を公表するよう指導するとともに、各所轄庁に対しても、所管する社会福祉法人の平成24年度の財務諸表を公表するよう協力を要請（平成25年5月末）。
- 平成25年6月、規制改革実施計画の閣議決定後直ちに、社会福祉法人及び所轄庁に対して平成24年度の財務諸表の公開状況に係る調査を実施（平成25年7月末時点）。
- 全国19,810の社会福祉法人のうち、有効回答を得た19,012法人について集計（有効回答率96.0%）。
また、846の所轄庁のうち、回答を得た844について集計（回答率99.8%） ※福島県の一部市を除く

1. 社会福祉法人での公表状況

<ホームページ・広報紙いづれかの公表状況>

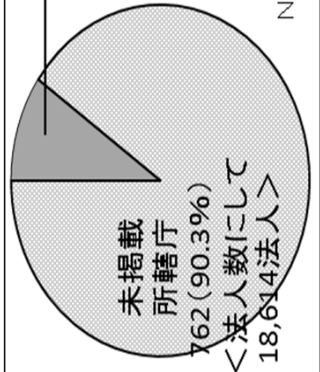


N=19,012法人

<参考>平成21年度厚生労働省社会福祉推進費補助金を活用した調査研究事業報告書（平成22年3月、三菱総合研究所）によると、ホームページがある社会福祉法人は約5割強、そのうちでホームページ上に財務諸表を公開している法人は約3割。

2. 所轄庁での公表状況

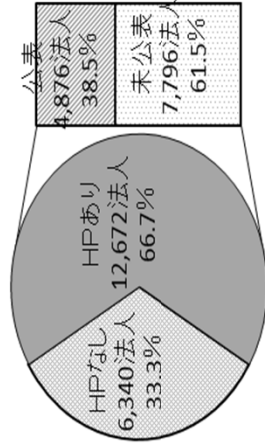
<HP掲載している所轄庁>



N=844

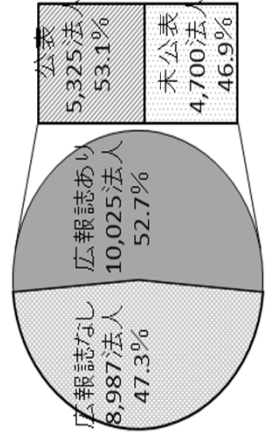
掲載所轄庁
82(9.7%)
<法人数にして>
1,134法人

<参考：ホームページでの公表状況>



N=19,012法人
HPなしのうち1,551法人が来年度中に開設予定

<参考：広報紙での公表状況>



■厚生労働省から各所轄庁に対する協力要請時点ではHP掲載している所轄庁はなし（H25.5月時点）

■未掲載所轄庁の主な掲載理由

- ・HPのシステム構築に時間を要するため
- ・法人の了承が得られないため 等

ホームページでの財務諸表の公開状況の内訳（所轄庁及び事業属性別）

- 全国19,810の社会福祉法人のうち、回答を得た法人は19,012法人(96.0%)。798法人は未回答。
- 回答を得た19,012法人のうち、ホームページがある法人は12,672法人(66.7%)。
- ホームページがある12,672法人のうち、貸借対照表及び収支計算書の全て若しくは一部を公表している法人は4,876法人(38.5%)。公表していない法人は7,796法人。
- 所轄庁別では、指定都市・中核市・一般市が所管する法人の公表割合が低調であり、中でも一般市が所管する法人で公表していない法人が3,747存在(公表していない法人の約半数)。

<HPがある法人数及び割合>

	老人福祉	障害者福祉	児童福祉	保育所	生保	社協	その他	合計
国	171 (90.5%)	63 (94.0%)	13 (65.0%)	75 (91.5%)	5 (100.0%)	1 (100.0%)	22 (88.0%)	350 (90.0%)
都道府県	1,168 (70.6%)	719 (73.7%)	85 (64.9%)	661 (58.6%)	20 (83.3%)	464 (50.3%)	95 (89.6%)	3,212 (65.0%)
指定都市	557 (78.9%)	335 (75.1%)	55 (62.5%)	731 (67.9%)	12 (85.7%)	134 (98.5%)	23 (88.5%)	1,847 (74.1%)
中核市	450 (70.1%)	263 (68.8%)	39 (55.7%)	663 (60.3%)	6 (85.7%)	39 (100.0%)	12 (66.7%)	1,472 (65.2%)
一般市	1,817 (70.1%)	915 (64.8%)	135 (56.0%)	2,267 (57.3%)	11 (73.3%)	630 (91.8%)	16 (53.3%)	5,791 (64.8%)
合計	4,163 (72.0%)	2,295 (69.9%)	327 (59.5%)	4,397 (59.9%)	54 (83.1%)	1,268 (71.1%)	168 (82.0%)	12,672 (66.7%)

<HPで公表している法人数及び割合>

	老人福祉	障害者福祉	児童福祉	保育所	生保	社協	その他	合計
国	81 (47.4%)	36 (57.1%)	8 (61.5%)	29 (38.7%)	3 (60.0%)	1 (100.0%)	17 (77.3%)	175 (50.0%)
都道府県	507 (43.4%)	361 (50.2%)	48 (56.5%)	220 (33.3%)	15 (75.0%)	278 (59.9%)	46 (48.4%)	1,475 (45.9%)
指定都市	198 (35.5%)	154 (46.0%)	33 (60.0%)	164 (22.4%)	11 (91.7%)	97 (72.4%)	9 (39.1%)	666 (36.1%)
中核市	164 (36.4%)	116 (44.1%)	16 (41.0%)	179 (27.0%)	3 (50.0%)	32 (82.1%)	6 (50.0%)	516 (35.1%)
一般市	640 (35.2%)	383 (41.9%)	59 (43.7%)	520 (22.9%)	8 (72.7%)	426 (67.6%)	8 (50.0%)	2,044 (35.3%)
合計	1,590 (38.2%)	1,050 (45.8%)	164 (50.2%)	1,112 (25.3%)	40 (74.1%)	834 (65.8%)	86 (51.2%)	4,876 (38.5%)

ホームページでの財務諸表の公開状況（都道府県別：平成25年7月末時点）

◆国所管

	HP開設法人数 (a)	公表法人数 (b)	公表割合 (b)/(a)
厚生労働本省	37	26	70.3%
地方厚生局	313	149	47.6%
小計	350	175	50.0%

◆都道府県（一般市含む）所管

北海道	341	206	60.4%
青森県	193	65	33.7%
岩手県	137	64	46.7%
宮城県	80	45	56.3%
秋田県	94	48	51.1%
山形県	133	69	51.9%
福島県	103	33	32.0%
茨城県	309	85	27.5%
栃木県	134	33	24.6%
群馬県	204	77	37.7%
埼玉県	440	94	21.4%
千葉県	299	103	34.4%
東京都	754	352	46.7%
神奈川県	257	113	44.0%
新潟県	192	83	43.2%
富山県	117	32	27.4%
石川県	126	33	26.2%
福井県	141	46	32.6%
山梨県	147	36	24.5%
長野県	170	75	44.1%
岐阜県	186	65	34.9%
静岡県	241	126	52.3%
愛知県	223	93	41.7%
三重県	193	90	46.6%
滋賀県	122	41	33.6%
京都府	158	50	31.6%
大阪府	425	110	25.9%
兵庫県	274	121	44.2%
奈良県	87	33	37.9%
和歌山県	109	80	73.4%
鳥取県	25	16	64.0%
島根県	157	61	38.9%
岡山県	127	40	31.5%
広島県	142	62	43.7%
山口県	115	33	28.7%
徳島県	94	42	44.7%
香川県	73	33	45.2%
愛媛県	83	39	47.0%
高知県	35	17	48.6%
福岡県	399	173	43.4%
佐賀県	124	36	29.0%
長崎県	203	58	28.6%
熊本県	263	79	30.0%
大分県	152	48	31.6%
宮崎県	140	67	47.9%
鹿児島県	262	135	51.5%
沖縄県	220	79	35.9%
小計	9,003	3,519	39.1%

◆指定都市所管

札幌市	112	47	42.0%
仙台市	52	25	48.1%
さいたま市	56	21	37.5%
千葉市	45	11	24.4%
横浜市	191	77	40.3%
川崎市	48	15	31.3%

	HP開設法人数 (a)	公表法人数 (b)	公表割合 (b)/(a)
相模原市	47	20	42.6%
新潟市	91	18	19.8%
静岡市	69	46	66.7%
浜松市	60	34	56.7%
名古屋市	131	35	26.7%
京都市	104	40	38.5%
大阪市	175	57	32.6%
堺市	73	20	27.4%
神戸市	117	43	36.8%
岡山市	50	17	34.0%
広島市	64	21	32.8%
北九州市	111	48	43.2%
福岡市	139	52	37.4%
熊本市	112	19	17.0%
小計	1,847	666	36.1%

◆中核市所管

旭川市	24	9	37.5%
函館市	20	7	35.0%
青森市	41	13	31.7%
盛岡市	33	12	36.4%
秋田市	32	11	34.4%
郡山市	17	10	58.8%
いわき市	30	8	26.7%
宇都宮市	43	7	16.3%
前橋市	39	33	84.6%
高崎市	48	9	18.8%
川越市	21	7	33.3%
船橋市	19	3	15.8%
柏市	20	4	20.0%
横須賀市	28	8	28.6%
富山市	46	15	32.6%
金沢市	65	6	9.2%
長野市	33	8	24.2%
岐阜市	25	7	28.0%
豊橋市	26	5	19.2%
豊田市	11	6	54.5%
岡崎市	24	11	45.8%
大津市	37	16	43.2%
高槻市	26	6	23.1%
東大阪市	34	7	20.6%
豊中市	22	5	22.7%
姫路市	46	15	32.6%
西宮市	32	10	31.3%
尼崎市	27	7	25.9%
奈良市	29	11	37.9%
和歌山市	34	5	14.7%
倉敷市	30	20	66.7%
福山市	68	12	17.6%
下関市	27	12	44.4%
高松市	37	14	37.8%
松山市	38	19	50.0%
高知市	24	3	12.5%
久留米市	56	44	78.6%
長崎市	80	25	31.3%
大分市	40	11	27.5%
宮崎市	57	25	43.9%
鹿児島市	83	50	60.2%
小計	1,472	516	35.1%

合計	12,672	4,876	38.5%
----	--------	-------	-------

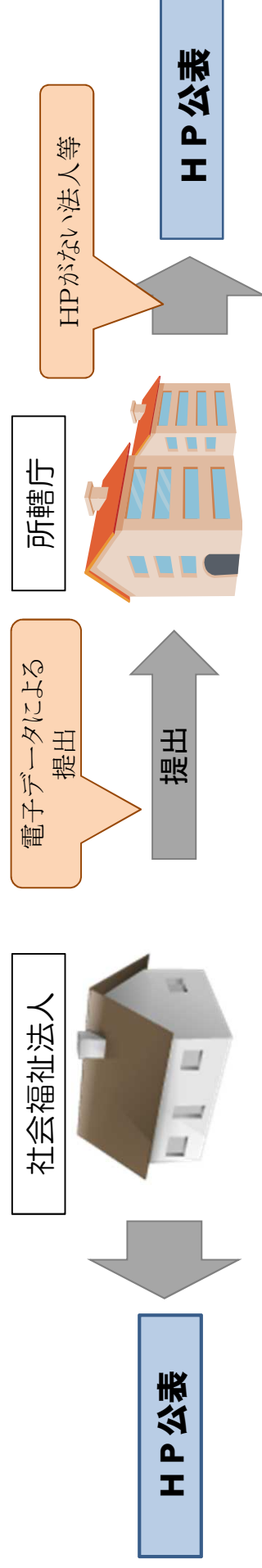
社会福祉法人の財務諸表の公表に関する対応方針

趣旨

- 社会福祉法人は、地方公共団体に代わって社会福祉事業を実施している側面もあり、補助金等が交付され、税制優遇も受ける公益性の高い法人であり、国民に対して経営状態を公表し、経営の透明性を確保していくことは、その責務である。
- また、社会福祉法人の情報は、福祉サービスの利用を希望する者にとって、サービスの選択する上で重要な判断材料となる。
- これらのことから、社会福祉法人の財務諸表の公表については、以下の方針で対応する予定。

対応方針

- ① 閲覧請求等の条件を見直した上で、**社会福祉法人に対し財務諸表を電子データ化してインターネット上で公表することを義務化**（制度改正）。
- ② **社会福祉法人に対し所轄庁への現況報告書**（付属資料である財務諸表を含む。）の提出を電子データで行わせることを義務化（様式例及び審査基準の改正）。
- ③ 全ての社会福祉法人におけるインターネット上の財務諸表の公表の完全実施までの間は、①によって義務化された場合であっても、ホームページが存在しない法人や未公表法人が存在することも想定されるため、②により所轄庁に提出された電子データ化された当該法人の財務諸表を、**所轄庁のHPで公表**する。



福祉・介護人材確保緊急支援事業 平成25年度補正予算:520億円の内数

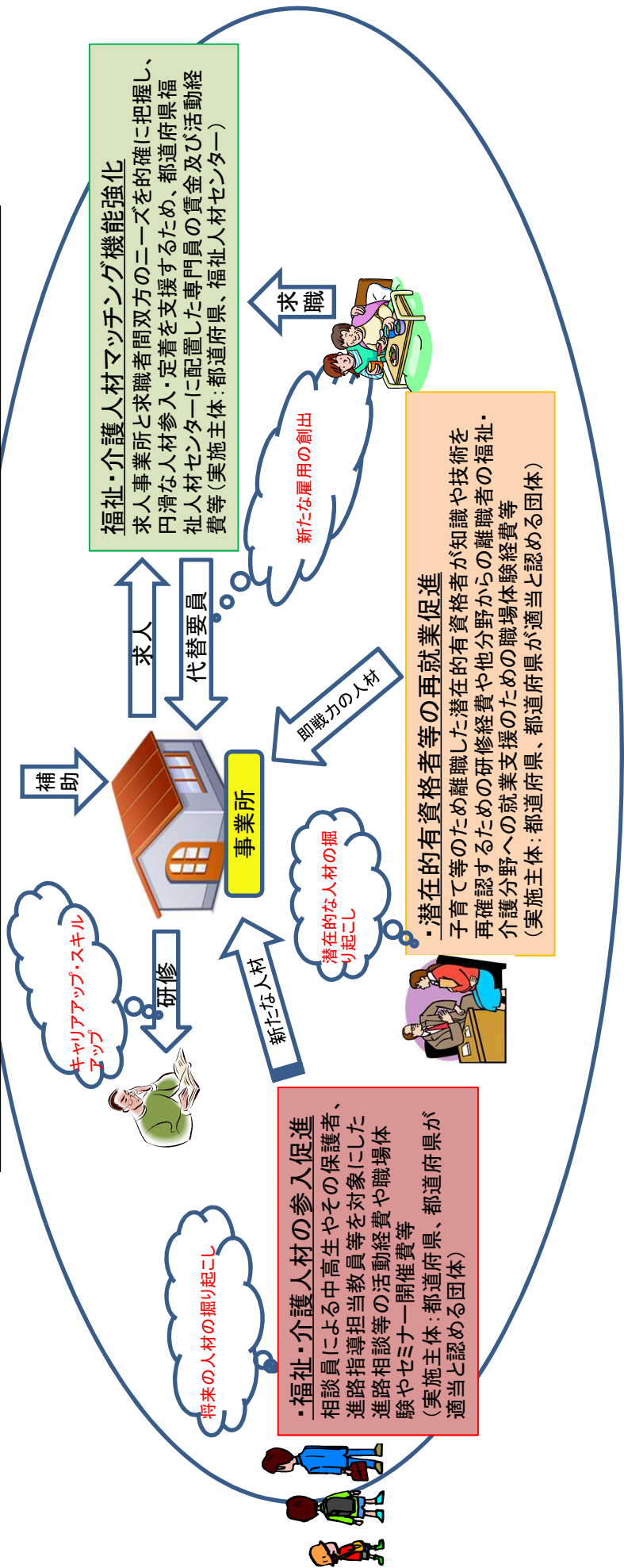
○福祉・介護分野については、介護職員が、2012年度149万人に対して2015年度までに165～173万人必要とされており、また2025年度には更に100万人必要と推計されている。

○また、現行の介護分野の有効求人倍率は、全産業と比較して高い傾向があり、今後もこの傾向が維持される可能性が高いため、引き続き安定的な人材確保が喫緊の課題。

○さらに「社会保障制度改革国民会議」報告書(25年8月6日)においても、地域包括ケアを支えるサービスの確保には介護職員等の人材確保が必要とされている。

○よって、緊急雇用創出事業臨時特例交付金に基づく基金事業において、引き続き当該事業を実施するとともに、所要額の積み増しを行い、福祉・介護人材確保の一層の推進を図るものである。

・介護福祉士試験の実務者研修に係る代替要員の確保
 介護従事者が介護福祉士試験の受験資格の要件となる「実務者研修」を受講する際に必要な代替要員を雇いあげるための費用を補助(実施主体:都道府県、都道府県が適当と認める団体)



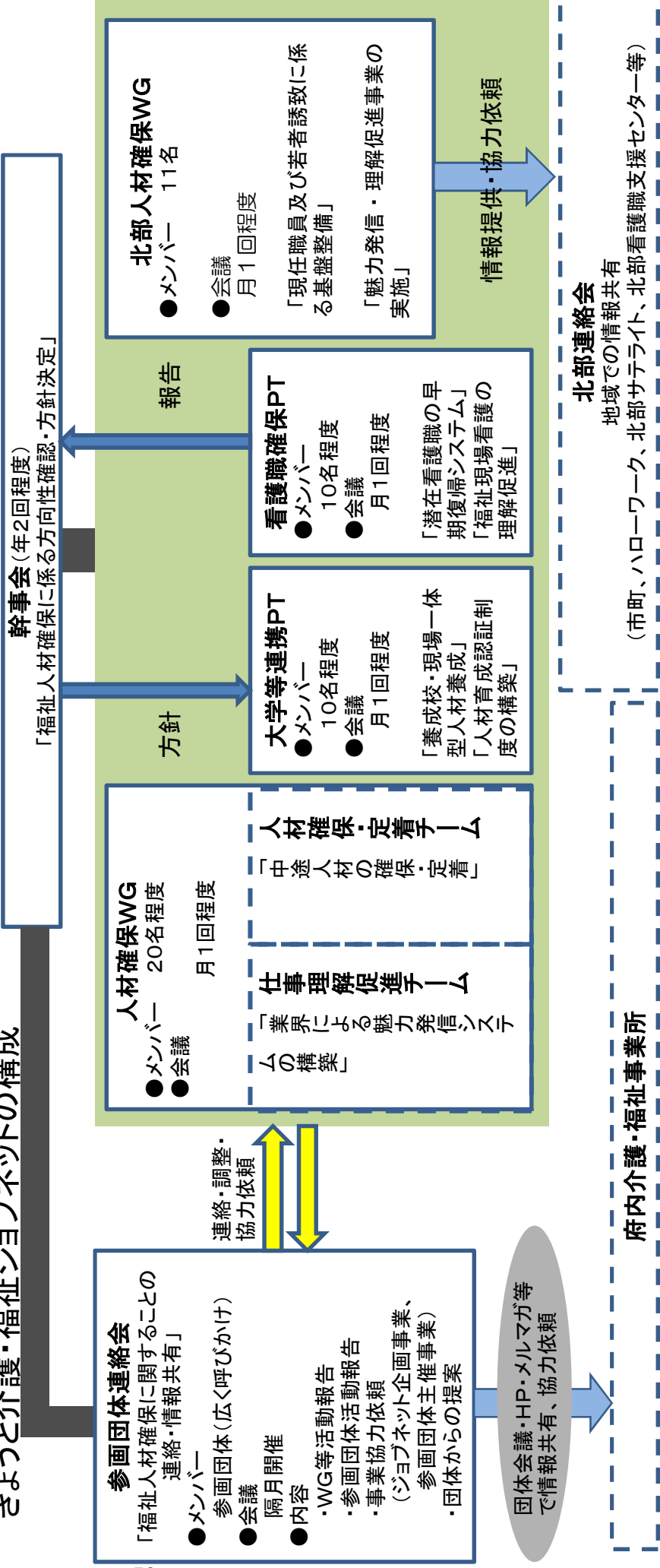
都道府県による取組

① 京都府における介護人材確保・定着に向けた取組

京都府の取組

- I 福祉人材育成認証制度の普及・推進
- II 3年間(平成24年度～平成26年度)で新たに福祉人材6,000人の確保及び定着を推進
- III 府北部地域での福祉人材確保(3年間で900人)
- O 「きょうと介護・福祉ジョブネット」の構築。
 - ・介護現場の職員、関係団体が参集し意見を交わす人材のプラットフォームにおいて、プロジェクトチームやワーキンググループを設置し、人材確保・定着に向けた事業や大学等と連携した取組を実施。

きょうと介護・福祉ジョブネットの構成



② 広島県における介護人材確保・定着に向けた取組

第5期ひろしま高齢者プラン

・質の高い人材育成・確保に向けた事業者、関係団体等の主体的な取組を促し、総合的に支援

保険者や事業者等の主体的な取組を促進するため協議会を設置

広島県福祉・介護人材確保等総合支援協議会 ※運営は広島県社協、運営経費は広島県の負担

【構成員】※以下のように行政や職能団体、事業者団体などで構成

広島県、広島労働局、広島県社会福祉協議会、広島県看護協会、広島県介護福祉士会、広島県社会福祉士会、日本介護福祉士養成施設協会、日本社会福祉教育学校連盟、日本社会福祉士養成校協会、介護労働安定センター、広島県社会福祉施設経営者協議会、広島県老人福祉施設連盟、広島県老人保健施設協議会、広島県身体障害者施設協議会、広島県知的障害者福祉協会、広島県訪問介護事業者連絡協議会、広島県生活協同組合連合会、広島県教育委員会、(広島県市長会、広島県町村会：平成25年度参画予定)

【情報提供・啓発部会】

- 社会的認知の確立や中・高校生
の理解促進に向けた情報提供や啓
発

【人材確保・育成部会】

- 福祉介護人材の安定的確保に向
けた体制の整備
- 従事者全体の知識・技術の底上
げと高度な資質を有する人材の育成

【就業環境改善部会】

- 福祉・介護事業所における就業
環境改善の推進

広島県におけるビジョンの共有⇒利用者・従事者にとっての「魅力ある環境づくり」

【情報提供・啓発に関する取組】

- 小学校、中学校、高等学校への介護職の
実態を描写した図書(コミック)の寄贈
- 「介護の日フェスタin広島」の実施, 「介護
の日」ポスター募集
- 職業の選択肢としての動機付けのため、
学生等への施設見学&体験バスツアーの
実施 等

【人材確保・育成に関する取組】

- マッチング機会を提供するため、合同
求人説明会や合同就職相談会を開催
- 介護職の就業体験の実施
- 新人教育を充実させるための新任職
員教育担当者研修の実施
- 事業所選択眼養成講座や人材確保
能力向上研修の開催 等

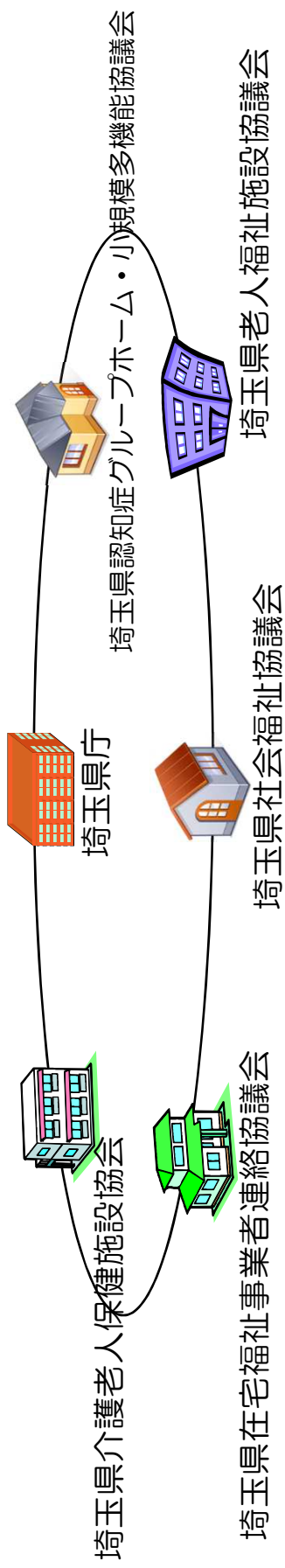
【就業環境の改善に関する取組】

- 自己点検ツールの提供による人材の
確保・定着に向けた就業環境改善等の
取組の促進
- 就業環境改善シンポジウムの開催に
よる改革・発展に向けた機運醸成と意
識改革の促進 等

③ 埼玉県における介護人材の確保・定着に向けた取組（平成25年度から）

介護職員しかり応援プロジェクト

介護職員しかり応援プロジェクトチームの設置



介護人材の確保・定着に向けた取組方針

- 介護職のイメージアップ
- 魅力ある職場づくりの促進
- 介護職員の給与アップ

介護職員合同入職式の実施

- ・新たに介護職員となった方を知事が激励
- ・知事メッセージの交付や記念講演を実施
- ・平成25年度は262事業所から約800人が参加

表彰の実施

- ・離職率が低い事業所や資格取得に積極的な事業所等を表彰
- ・優れた処遇を行った介護職員や事業所を表彰

介護職員給与改善の取組

- ・経験や資格に応じたモデル給与表を作成し事業所に給与改善の働きかけ
- ・給与水準が低い事業所に公認会計士を派遣し、個別指導を実施

魅力ある取組の情報発信

- ・県や各団体のHP等 ⇒ プロジェクトのPR、表彰対象事業所の取組紹介、介護職員からのビデオメッセージなど

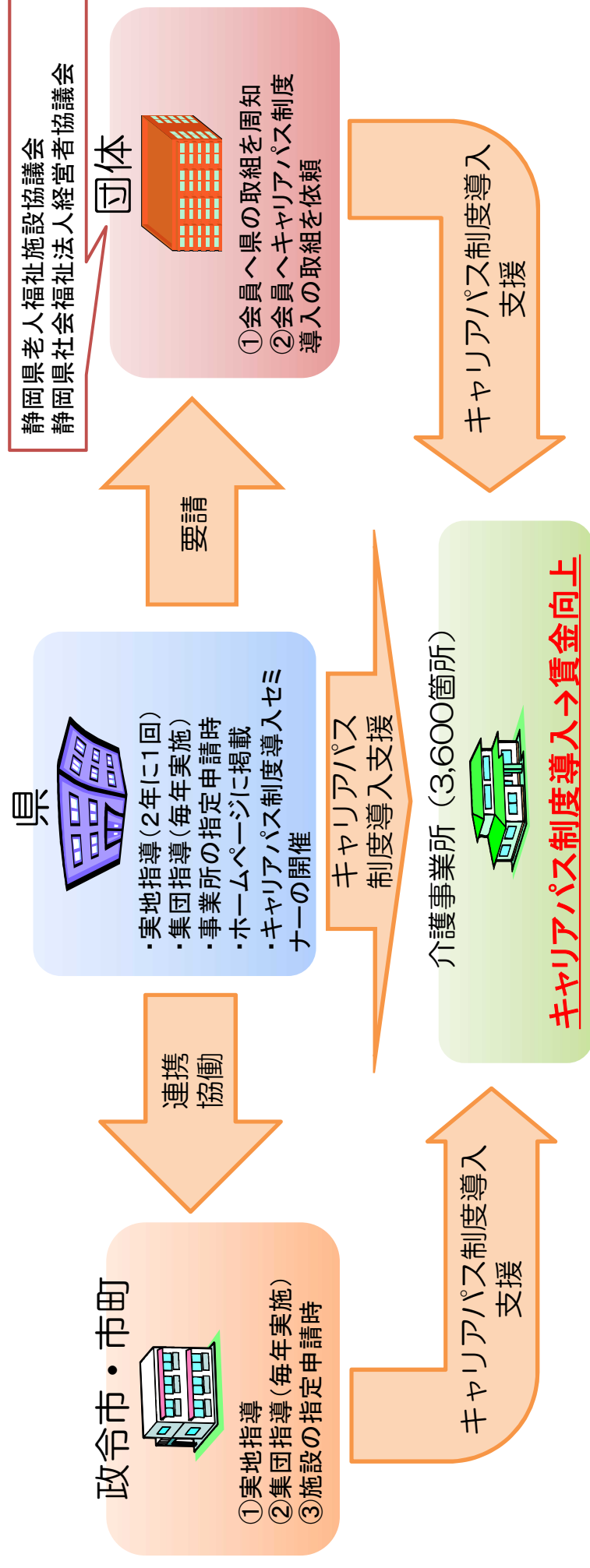
④ 静岡県における介護人材の確保・定着に向けた取組（平成25年度から）

○ 介護人材の確保対策の一環として、介護職員の賃金水準の向上を図り、介護職員が長く働きやすい環境をつくるため、各事業所にキャリアパス制度の導入を支援する取組を実施。

<背景>

- ・ 県内の有効求人倍率は、平成25年3月現在、全産業では0.78倍だが、介護分野は2.02倍と慢性的な人材不足の状況。
- ・ 人材不足の要因としては、賃金水準の低さがあり、賃金水準が低いのは勤続年数が短いことが原因との認識。
- ・ 処遇改善加算は、全事業所の81.7%が算定。ただし、キャリアパス要件の「要件Ⅰ」を算定している事業所は、特別養護老人ホームでは81.7%であるが、居宅系サービス事業所では57.9%と低くなっている。

○ 具体的な取組としては、キャリアパス制度導入セミナーの開催や、実地指導等の際にキャリアパスの参考例（平成24年度作成）を提示することにより、キャリアパス制度導入を促す。



⑤ 高知県における介護人材の確保・定着に向けた取組

- 高知県では、少子高齢化が進む中、介護の担い手となる介護職員の不足が懸念されるといふ問題意識のもとで、介護人材の確保・定着に向けた取組として、積極的な広報活動を展開している。
- 具体的には、福祉・介護の仕事について、正しい認識を広めるとともに、より多くの若い世代に福祉・介護分野への就業を選択してもらえよう、福祉・介護の仕事の魅力伝えるため、パンフレットを作成し、県内の中学校、高校、専門学校等に配布するなどの取組を行っている。

広報
(パンフレット・TV)

【漫画を活用したPR広報】

- くさか里樹さん(高知県出身)の漫画「ヘルプマン」のイラストを使用したパンフレットを7万部作成し、県内の中学校・高校・専門学校に配布。

【テレビを活用したPR広報】

- 毎週月曜日に3分間程度の番組枠の中で、県内で介護の仕事に従事している若者をクローズアップし、介護の仕事の魅力をPRしている。

- 中山間地域の介護人材の確保に向けた取組として、中高生や保護者、福祉の仕事に興味のある一般の方を対象にセミナーを開催。
※平成25年度からの新規事業として実施

- セミナーでは、希望者に対して施設見学や介護体験などを実施

協議会の設置
(高知県福祉・介護人材確保推進協議会)

- 高知県庁(福祉部局・労働部局・教育委員会)、高知労働局、ハローワーク、介護労働安定センター、福祉人材センター、看護協会、介護福祉士会、老人福祉施設協議会ほか事業主団体、専門学校などが参加。
- 人材確保に関する取組の情報共有の場として、協議会を設置。
※年2回開催(県庁と労働局が事務局となり、各1回ずつ主催)

職 地 発 0 2 0 6 第 1 号
平 成 2 6 年 2 月 6 日

各都道府県雇用対策担当部（局）長 殿

厚生労働省職業安定局
地 域 雇 用 対 策 室 長

緊急雇用創出事業の拡充等について

平素より、職業安定行政へ御理解御協力を賜りまして感謝申し上げます。

全国の雇用情勢の改善が進んでいるものの、一部に厳しさがみられる中、本日、緊急雇用創出事業の拡充（地域人づくり事業の創設：1,020億円、事業復興型雇用事業の拡充：448億円、震災等緊急雇用対応事業の実施期間の延長）等を内容とする平成25年度第1次補正予算が成立しました。

これを受け、同事業を実施するため、新たな事業の創設等を内容とする交付要綱、実施要領及び関連通知の発出並びに交付基準額の内示等を行ったところです。

つきましては、下記に留意の上、早期からの積極的かつ効果的な事業運営をお願いいたします。

記

1 地域人づくり事業の創設について

(1) 事業の概要

地域経済を活性化し、「日本再興戦略」による経済成長を確実なものとするために、地域において、産業や社会情勢等の実情に応じた多様な「人づくり」により、若者や女性、高齢者等の潜在力を引き出し、雇用の拡大を通じて「全員参加」を可能とする環境を整備する（「雇用拡大プロセス」）とともに、賃金の上昇や、家計所得の増大等処遇改善に向けた取組を推進（「処遇改善プロセス」）する。

(2) 実施期間

事業実施期間は、平成26年度末までとする。ただし、平成26年度末までに開始した事業については、平成27年度末までの実施を可能とする。

(3) 対象地域

対象地域は、全都道府県とする。

都道府県において、「人づくり」を必要とする地域を指定し、域内の一部の地域

を事業実施地域として定めることも可能とする。

(4) 事業委託先

民間企業、NPO法人、その他の法人又は法人以外の団体等。

(5) その他

プロセスごとの目標の達成状況、事業効果を把握する必要があることから、必要に応じて都道府県に対して報告を求める予定であるので、あらかじめ認識いただきたいこと。

2 事業復興型雇用創出事業の拡充等について

(1) 実施期間

事業の実施期間について、青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県の災害救助法適用地域に限り、平成 26 年度末までに開始した事業について 3 年間支援（平成 29 年度末まで）とする。

(2) 対象となる失業者

今般の措置による事業復興型雇用創出事業の対象となる失業者は、青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県内の災害救助法適用地域に所在する事業所を離職した失業者又は当該地域に居住していた求職者とする。

(3) その他

事業復興型雇用創出助成金は、「東日本大震災からの復興施策に関連する（中略）事業であって、（中略）将来的に地域の雇用創出の中核となることが期待されるものを実施する被災地域の事業所に対し支給するもの」である（事業復興型雇用創出事業実施要領（以下「事業復興型実施要領」という。）2「助成対象事業所」）。

このため、事業復興型実施要領 2 (2) に該当する事業として、各自治体が決定する産業政策については、東日本大震災からの復興施策に関連する政策であることに加えて、高い雇用創出効果が期待されることが必要である。

例えば、

- ① 単なる経営相談の活用や商談会、セミナーへの参加に過ぎない場合は、当該事業が産業政策として実施しているものであっても、本助成金の対象となる産業政策として適当ではない。
- ② 産業政策による支援の前に既に雇い入れているなど産業政策の支援と雇い入れとの間に関連の薄いものなどは適当ではない。

なお、上記に従い、対象となる産業政策の見直しを行う場合、見直し後の産業政策の適用については、支給申請に係る雇用者の最初の雇入れ日が平成 26 年 7 月 1 日以降のものとして差し支えない。

3 震災等緊急雇用対応事業の延長等について

(1) 事業期間の延長

事業実施期間について、青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県の災害救助法適用地域に限り、平成 26 年度末まで（平成 26 年度末までに開始した事業については平成 27 年度末まで）延長する。

(2) 対象となる失業者

今般の措置による震災等緊急雇用対応事業の対象となる失業者は、青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県内の災害救助法適用地域に所在する事業所を離職した失業者又は当該地域に居住していた求職者とする。

4 その他留意点

(1) 緊急雇用創出基金事業等は、各地域の社会経済情勢に応じ、失業者の雇用の場を確保し、生活の安定を図るための事業及び家計所得の増大等在職者の処遇改善に向けた取組を推進することから、個別事業実施の適否に係る判断は、一義的には当該地域における雇用対策や人づくりの必要性及び効率性や、事業実施に係る効果等から判断されるべきである。このため、各都道府県雇用担当部局におかれては、このような観点から個別の事業の必要性を判断することが必要であり、単に本事業の実施要件に形式的に適合することのみをもって、他の行政分野の需要を満たす事業を実施するのではなく、真に必要な事業が実施されるようチェックする機能を担っていただきたいこと。

(2) 緊急雇用創出基金事業等では、事業の実施に際し、障害者、未就職卒業者その他就職が困難な者等に対し、雇用・就業機会が提供されるよう配慮することとしており、この趣旨を改めて徹底していただきたいこと。

また、震災等緊急雇用対応事業の実施地域が被災地域となる一方で、こうした地域からの避難者は依然として全国の都道府県に存在することから、特に被災地域以外において、地域人づくりを実施するに当たっては、被災求職者に優先的に雇用・就業機会が提供されるよう配慮していただきたいこと。

(3) 地域人づくり事業については、各都道府県から提示された執行可能な必要額に基づき交付基準額を内示していることから、交付額については、確実に早期執行していただきたいこと。

5 交付基準額の交付決定等について

(1) 交付申請

都道府県からの交付申請に基づいて速やかに交付決定をするものであること。なお、交付申請時期については、追って通知すること。

(2) 交付決定について

平成 25 年度補正予算につき、今年度内の交付及び基金化を原則とするものであること。なお、特段の理由により交付時期を平成 26 年度に繰り越す場合、これを可能とするが、原則は前述のとおりであること。

- 6 今後の流れについて（現時点で想定し得るもの）
- （1）交付基準額の内示、交付要綱、実施要領の発出
 - （2）都道府県議会における補正予算の審議、成立〔都道府県〕（可能な限り早期に）
 - （3）交付申請〔都道府県〕（原則平成 25 年度中）
 - （4）交付決定（原則平成 25 年度中）
 - （5）基金積み増し〔都道府県〕（原則平成 25 年度中）

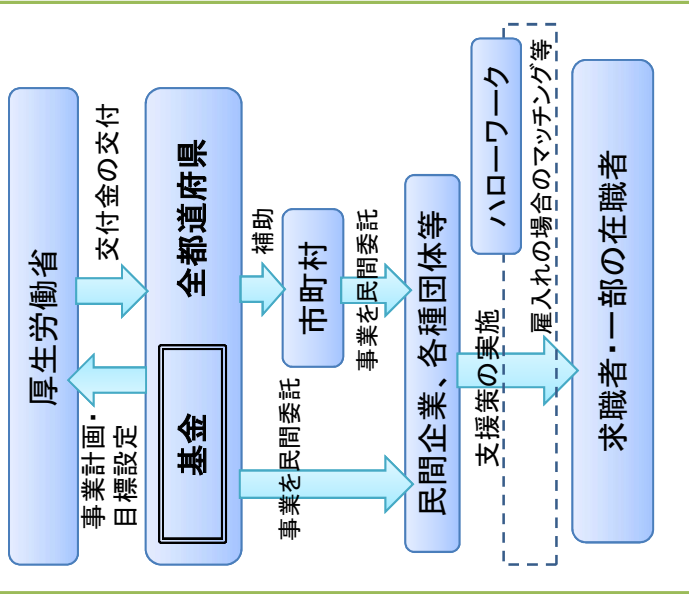
地域人づくり事業の概要

平成25年度補正予算
1,020億円

趣旨

- 地域経済を活性化し、「日本再興戦略」による経済成長を確実なものとするために、地域において、産業や社会情勢等の実情に応じた多様な「人づくり」により、若者や女性、高齢者等の潜在力を引き出し、雇用の拡大など「全員参加」を可能とする環境を整備するとともに、賃金の上昇や、家計所得の増大等処遇改善に向けた取組を推進。
- 都道府県に造成している基金を積み増し、「地域人づくり事業」を創設し、民間企業等の活力を用い、雇用の拡大及び処遇の改善に取り組む。

事業スキーム



地域の多様な「人づくり」を通じた
雇用拡大・賃上げ促進

概要

- 事業期間は、事業開始（平成25年度補正予算成立）から、平成26年度末まで。（ただし、平成26年度までに開始した事業は平成27年度末まで。）
- 都道府県は、予め雇用拡大及び処遇改善に関する事業の到達目標を立て、その進捗を管理することが必要。

事業内容

地域のニーズに応じて、以下の雇用対策事業を計画・実施。受託事業主は、予め計画を立てて取り組むことが必要。

雇用拡大プロセス

…失業者（無業者）の就職に向けた支援

- （例）
- 【雇入れを伴うもの】
- ① 未就職卒業生・出産により離職した女性を雇い入れての座学研修・企業実習／
 - ② 高齢者等を雇い入れての介護補助事業等（支弁費用）人件費、研修費、企業実習受入経費
- 【雇入れを伴わないもの】
- ③ 人手不足分野のミスマッチ解消のための合同採用説明会／
 - ④ 中小企業の情報発信／
 - ⑤ 地域の実情に応じた就職支援セミナー
 - ⑥ 生涯現役社会実現に向けた高齢者就業機会の掘り起こしとマッチング 等（支弁費用）説明会経費、情報発信費、セミナー経費等

処遇改善プロセス

…在職者に対する処遇改善に向けた支援

- （例）
- ① 【定着支援】に向けたメンタルトレーニング（若手社員向け）・雇用管理研修（管理者向け）／
 - ② 非正規雇用労働者の【正社員化】に向けた生産性拡大に関するコンサルティング／
 - ③ 【賃金上昇】を目的とした、海外販路拡大・グローバル人材育成のための国内外派遣等（支弁費用）研修費（講師謝金、アドバイス費用）等

※ 実施都道府県は、両プロセスの実施が必要。

雇用拡大プロセスの例

介護人材確保支援事業

(概要)

介護事業所が地域の若年者等の無業者を、有期雇用契約にて雇入れ、業務に従事させながら訓練を受講させることにより能力を高め、正規雇用につなげる。

(効果)

介護人材確保、育成
(委託先のイメージ)

・人材確保や人材育成に取り組む介護施設



働きながら
訓練

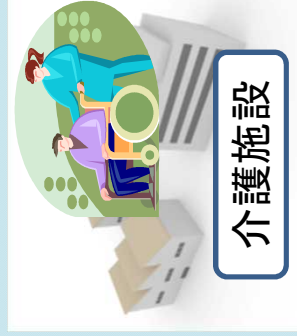


(例) 介護人材不足対策を実施したい

委託

介護人材の確保、
育成を委託

事業実施計画
(事業目標含)
の提出



雇用
(有期雇用)

介護人材確保、育成
正規雇用化

事業
目標

新規就職者〇〇人
(うち正規雇用化〇〇人)

※ 本資料はあくまで想定し得る事業のイメージを示したものです。実際に実施される事業は、各自治体により異なりますのでご注意ください。

※ 本事業例を参考に事業を実施する場合でも、実施要領等で示した要件に合致しない事業は実施できませんので、ご注意ください。

処遇改善プロセスの例

介護業雇用管理等相談援助事業

(概要)

介護業界における賃上げ等処遇改善の取組を推進するため、介護事業団体等が、介護事業主を対象に、中小企業診断士等の専門家による雇用管理等の相談援助を実施する。

(効果)

- ・介護業界における若者等の離職防止
- (委託先のイメージ)
- ・介護事業団体、労務管理を専門に扱う団体 等



※ 本資料はあくまで想定し得る事業のイメージを示したものです。実際に実施される事業は、各自治体により異なりますのでご注意ください。

※ 本事業例を参考に事業を実施する場合でも、実施要領等で示した要件に合致しない事業は実施できませんので、ご注意ください。

新旧対照表

介護福祉士等修学資金の貸付けについて（案）（平成5年5月31日厚生省社援発164号各都道府県知事あて厚生事務次官通知）

改正後	改正前
<p>第4 貸付期間及び貸付額</p> <p>1 (略)</p> <p>2 貸付額は、養成施設等に在学する者にあつては月額50,000円以内、実務者養成施設等に在学する者にあつては200,000円以内とする。ただし、養成施設等に在学する学生については、貸し付けの初回に入学準備金として200,000円以内を、最終回に就職準備金として200,000円以内をそれぞれ（貸付対象者が社会福祉士短期養成施設等に在学する者である場合にあつては初回又は最終回のいずれかに限る。）加算することができるものとする。</p> <p>また、貸付申請時に生活保護受給世帯（これに準ずる経済状況にある世帯を含む。）の者であつて、養成施設等に入学し、在学する者については、<u>養成施設等に在学する期間の生活費の一部として、1月あたり、貸付対象者の貸付申請時における年齢及び居住地に対応する区分の額を基本として別表に定める額を加算することができるものとする。</u>なお、年齢及び居住地が同一の者に係る加算額は同一年度において同額とする。</p>	<p>第4 貸付期間及び貸付額</p> <p>1 (略)</p> <p>2 貸付額は、養成施設等に在学する者にあつては月額50,000円以内、実務者養成施設等に在学する者にあつては200,000円以内とする。ただし、養成施設等に在学する学生については、貸し付けの初回に入学準備金として200,000円以内を、最終回に就職準備金として200,000円以内をそれぞれ（貸付対象者が社会福祉士短期養成施設等に在学する者である場合にあつては初回又は最終回のいずれかに限る。）加算することができるものとする。</p> <p>また、貸付申請時に生活保護受給世帯（これに準ずる経済状況にある世帯を含む。）の者であつて、養成施設等に入学し、在学する者については、<u>養成施設等に在学する期間の生活費の一部として、1月あたり、生活扶助基準の居宅（第一類）掲げる額のうち貸付対象者の貸付申請時における年齢及び居住地に対応する区分の額を基本として加算することができるものとする。</u>なお、年齢及び居住地が同一の者に係る加算額は同一年度において同額とする。</p>

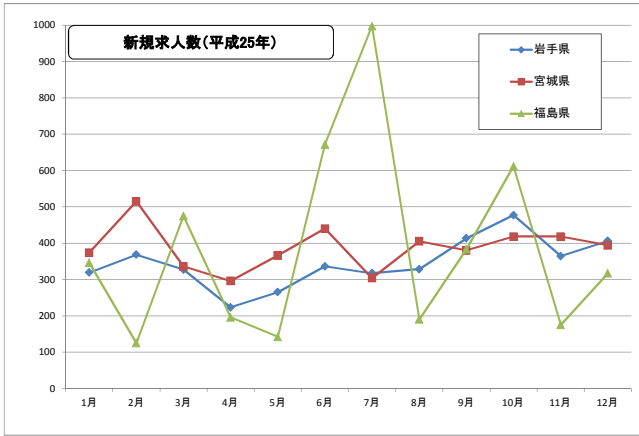
(別表)

(単位：円)

年齢	級地区分					
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
19歳以下	42,080	40,190	38,290	36,400	34,510	32,610
20～40	40,270	38,460	36,650	34,830	33,020	31,210
41～59	38,180	36,460	34,740	33,030	31,310	29,590
60～69	36,100	34,480	32,850	31,230	29,600	27,980
70歳以上	32,340	31,120	29,430	28,300	26,520	25,510

被災3県の求人・求職動向

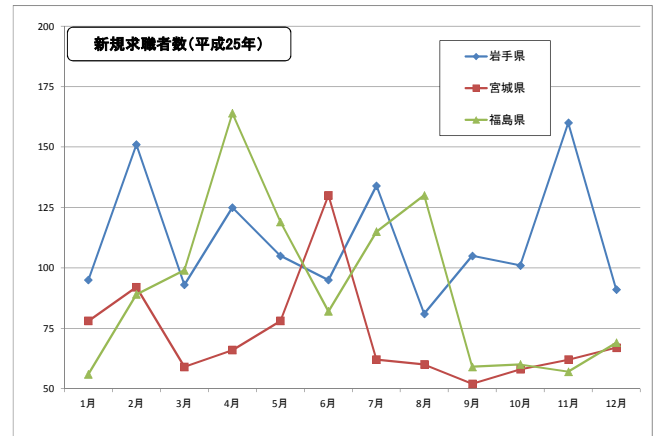
(資料出所) 福祉人材センター「福祉人材情報システム」



新規求人(25年)	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
岩手県	319	368	327	223	265	336	317	328	413	477	364	406
宮城県	374	515	336	296	366	440	304	405	380	418	418	394
福島県	346	125	475	196	142	672	998	190	383	612	175	317
全国計(被災3県除く)	21,953	19,409	15,500	17,039	17,888	20,513	22,179	21,061	18,727	23,849	21,045	20,488

新規求人(24年)	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
岩手県	277	400	268	342	323	350	278	389	435	330	420	363
宮城県	318	328	284	264	310	263	207	408	296	361	410	345
福島県	494	75	148	233	61	651	328	78	423	215	121	676
全国計(被災3県除く)	18,040	18,495	13,747	12,909	14,806	18,021	17,997	17,750	19,356	17,502	18,357	17,930

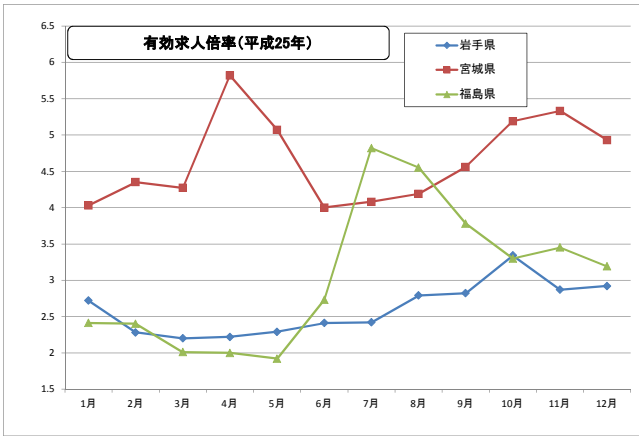
新規求人(23年)	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
岩手県	150	114	146	131	123	302	342	235	439	423	266	322
宮城県	257	223	99	101	144	141	171	227	372	296	298	269
福島県	178	115	85	59	48	274	252	222	216	577	55	139
全国計(被災3県除く)	15,772	14,996	11,445	10,505	11,533	13,927	15,212	14,702	16,044	15,412	16,513	14,685



新規求職者数(25年)	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
岩手県	95	151	93	125	105	95	134	81	105	101	160	91
宮城県	78	92	59	66	78	130	62	60	52	58	62	67
福島県	56	89	99	164	119	82	115	130	59	60	57	69
全国計(被災3県除く)	6,038	6,740	5,922	7,883	6,180	6,401	7,315	5,953	5,336	5,881	5,545	5,738

新規求職者数(24年)	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
岩手県	113	114	158	122	84	122	151	71	102	126	98	101
宮城県	64	131	144	122	130	116	94	67	81	82	77	60
福島県	48	67	92	116	92	135	180	122	103	69	66	79
全国計(被災3県除く)	5,009	7,096	5,839	7,388	6,564	6,164	7,097	6,321	5,782	6,473	6,382	5,769

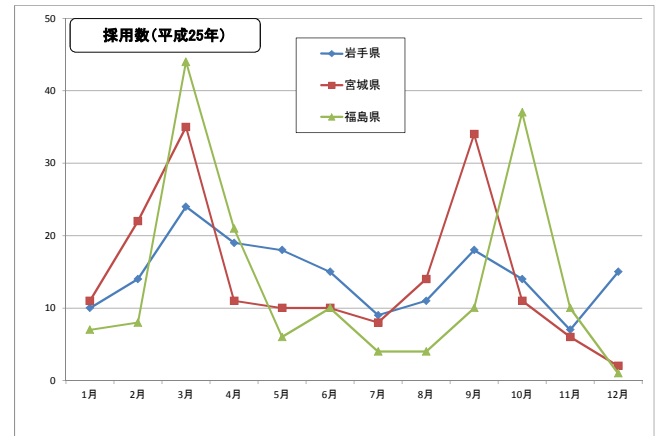
新規求職者数(23年)	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
岩手県	160	123	72	137	93	121	147	104	72	116	111	66
宮城県	140	118	72	77	94	74	45	65	67	103	69	60
福島県	43	80	84	93	75	38	47	89	89	62	116	43
全国計(被災3県除く)	4,395	5,445	4,953	5,450	4,621	5,317	5,147	5,824	4,565	4,421	5,329	4,305



有効求人倍率(25年)	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
岩手県	2.72	2.28	2.20	2.22	2.29	2.41	2.42	2.79	2.82	3.34	2.87	2.92
宮城県	4.03	4.35	4.27	5.82	5.07	4.00	4.08	4.19	4.56	5.19	5.33	4.93
福島県	2.41	2.40	2.01	2.00	1.92	2.73	4.82	4.55	3.78	3.30	3.45	3.19
全国計(被災3県除く)	2.39	2.38	2.22	2.42	2.46	2.65	2.76	2.82	2.77	2.90	2.86	2.92

有効求人倍率(24年)	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
岩手県	1.91	2.32	1.77	2.21	2.41	3.02	2.32	2.56	2.81	2.88	2.64	2.49
宮城県	1.66	1.78	1.72	2.02	2.15	2.23	2.20	3.03	3.32	3.60	3.87	4.40
福島県	1.50	1.55	1.47	1.03	1.24	2.75	2.11	1.86	1.43	1.35	1.53	2.12
全国計(被災3県除く)	1.63	1.79	1.68	1.91	1.94	2.23	2.31	2.30	2.37	2.30	2.24	2.19

有効求人倍率(23年)	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
岩手県	0.91	0.71	0.64	0.80	0.85	1.19	1.56	1.51	2.00	2.22	2.12	2.09
宮城県	0.73	0.72	0.69	0.69	0.55	0.64	0.78	1.02	1.59	1.70	1.84	1.69
福島県	0.58	0.69	0.60	0.53	0.41	0.95	1.41	1.93	1.72	2.45	1.80	1.62
全国計(被災3県除く)	1.20	1.19	1.17	1.09	1.11	1.26	1.50	1.52	1.58	1.58	1.59	1.52



採用数(25年)	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
岩手県	10	14	24	19	18	15	9	11	18	14	7	15
宮城県	11	22	35	11	10	10	8	14	34	11	6	2
福島県	7	8	44	21	6	10	4	4	10	37	10	1
全国計(被災3県除く)	901	867	1,531	1,091	822	643	682	737	778	1,095	837	828

採用数(24年)	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
岩手県	12	13	27	17	27	27	14	8	21	14	14	14
宮城県	30	10	32	24	19	26	6	22	5	5	38	10
福島県	11	14	25	30	11	17	14	3	11	45	29	14
全国計(被災3県除く)	831	1,023	1,649	951	846	570	593	697	613	884	946	919

採用数(23年)	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
岩手県	13	8	13	5	20	11	16	6	20	20	13	6
宮城県	13	6	9	4	10	11	25	8	6	10	13	5
福島県	3	3	3	3	4	9	2	2	2	1	2	28
全国計(被災3県除く)	759	970	1,522	839	708	520	563	677	679	780	793	980